

しまねグリーン製品認定制度について

認定制度の概要

循環型社会の実現を目指して、島根発の優れたリサイクル製品を「しまねグリーン製品」に認定し、資源の循環利用の促進とリサイクル産業の育成を図っています。

みなさまの積極的な利用をお願いいたします。

認定要件

- (1) 県内に事業所を有する者により製造・加工される製品であること。
- (2) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造・加工されること。
- (3) 原材料の調達、製造・加工、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること。
- (4) 次の認定基準に適合していること。

| 区 分 | 基 準 等 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 循環資源の利用 | 次のいずれかの利用割合を満たしていること。 ア 島根県グリーン調達推進方針に定める判断の基準に定める割合 イ エコマーク商品認定基準に定める割合 ウ その他知事が適当と認める割合 |
| 安全性への配慮 | 次の基準を満たすこと。 ア 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 イ 土壤汚染対策法第6条に基づく「土壤汚染の要措置区域指定の基準（指定基準）」に適合していること。 ただし、循環資源の性状、製品の用途等に応じて、当該基準項目の一部若しくは全部を省略することができる。 ウ その他知事が適当と認めるもの。 |
| 規 格 等 | 次のいずれかの規格に適合していること。 ア 日本工業規格（J I S） イ 日本農林規格（J A S） ウ エコマーク商品認定基準 エ 島根県公共工事共通仕様書等、県その他の公的機関が定める規格 オ その他知事が適当と認めるもの |

認定期間

認定を受けた日から、3年後の3月末日まで（更新可能）。

認定審査

しまねグリーン製品認定委員会において審査のうえ、島根県知事が認定します。